平成２２年（フ）第２９２４号
大阪府東大阪市下小阪３丁目７番４号丸尾方
債務者　前坂　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９３８号
大阪市大正区平尾２丁目19番８号
債務者　村上　省一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３２号
大阪府東大阪市池島町３丁目１番21号グランドール池島203
債務者　高階　俊典
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３７号
大阪府八尾市久宝寺２－１－２－404、住民票上の住所大阪府八尾市久宝寺６丁目６番65号
債務者　和歌山博樹
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３６号
大阪府高槻市高垣町15番３号
債務者　川崎　勇人
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４４号
大阪府箕面市瀬川２丁目12番７号
債務者　山本さとみ
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１６０号
大阪府寝屋川市川勝町４番14号
債務者　川上美恵こと　金　　美惠
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７３号
大阪府東大阪市若江本町３丁目６番12号
債務者　橋本　俊行
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５５号
大阪市大正区三軒家東２丁目２番23―605号
債務者　白石　義文
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３０２号
大阪府寝屋川市緑町14番14号
債務者　菅原　眞一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８１号
大阪市西成区岸里東１丁目15番12号アクティブ岸里403号
債務者　川口　晃伸
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３０号
大阪府門真市下馬伏町19番37号
債務者　池畑　早苗
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４５号
大阪市西成区岸里３丁目13番４―508号
債務者　吉田　浅子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５０号
大阪府高槻市津之江町１―24―８―102、住民票上の住所大阪府摂津市庄屋１丁目12番26号
債務者　百瀬　方人
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５８号
大阪市浪速区塩草３丁目11番４―708号
債務者　山田　勝規
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６１号
大阪市住之江区北島１丁目９番８―306号
債務者　石田美佐子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６４号
大阪府東大阪市長堂２丁目４番４号　大空荘17号
債務者　三浦惠美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７９号
大阪市東住吉区桑津２丁目８番10―507号
債務者　米田トシ子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部